

【表紙】

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                              |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                   |
| 【提出先】          | 関東財務局長                               |
| 【提出日】          | 平成22年5月31日                           |
| 【会社名】          | 株式会社総和地所                             |
| 【英訳名】          | SOWA JISHO Co.,Ltd                   |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 中山 俊則                        |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                          |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都新宿区西新宿七丁目2番6号                     |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社大阪証券取引所<br>(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長中山俊則は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表している「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的な枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、基本的に企業等の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)を達成するために企業内の全ての者によって遂行するプロセスであり、6つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応)から構成される。この内、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義しているが、それを整備・運用することにより上記4つの目的を達成しようとするものである。4つの目的は相互に関連を有しており、経営者が、財務報告に係る自社の全ての活動及び社内全ての従業員等の行動を把握することは困難であることから、それを解決すべく内部統制を適正に整備・運用していても、財務報告に係る内部統制により財務報告に関して虚偽の記載を完全に防止又は発見できない可能性は残ります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年2月28日を基準日として行われており、評価にあたっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全部で1事業拠点のため、当該事業拠点を「重要な事業拠点」としております。重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、棚卸資産及び資本金(増資)に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務にかかる業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

当社は財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続が実施できませんでした。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

実施できなかった重要な評価手続は以下の通りであります。

### ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、全従業員が20名と少人数であり、また、管理部門を中心に人員を削減しており、経理及び財務の知識・経験を有した者を上記の評価手続に従事させることが困難であったためであります。

このことを十分に認識したうえで、当社は翌事業年度における財務報告に係る内部統制の評価結果を改善するため内部監査室を設置し、従業員の中から専従者1名を新たに選任し、内部監査人、各業務担当従業員による内部統制体制の拡充を図ることにいたします。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。